

件名	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部生活安全企画課
根拠法令等	憲法第94条 地方自治法第2条、同第14条（昭和22年法律第67号）
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p><b>1 不当な金品要求行為の禁止（新設）</b>  通行人、乗客その他の公衆に対して、立ちふさがり、つきまとい、いいがかりをつける等の迷惑を覚えさせる言動をして金品を要求する行為を条例違反として、第3条に新設する。</p> <p><b>2 嫌がらせ行為の禁止（新設）</b>  現行法令では取締りが困難であった恋愛感情に基づかない隣人とのトラブル等に起因するつきまとい、押し掛け等の迷惑行為をストーカー規制法に準じ、「①つきまとい行為」「②行動監視等」「③面会等義務なき行為の要求」「④著しく粗野・乱暴な言動」「⑤無言電話や連続電話（電子メール）」「⑥汚物等の送付等」「⑦名誉を害する事項の告知等」「⑧性的羞恥心を害する事項の告知等」の8類型を反復して行うことを条例違反として、第12条に新設する。</p> <p><b>3 卑わいな行為の禁止（改正）</b>  盗撮行為は、現行条例に具体的な違反行為についての明文規定がない上、近年、撮影機器が超小型化し、傘にカメラを仕込ませて盗撮する行為等、その犯行が益々巧妙・悪質化していることへの対応、また、特定の者が利用する学校職場等での盗撮行為を条例違反として、第4条を改正する。</p> <p><b>4 不当な客引き行為等の禁止（改正）</b>  現行法令では、新しい形態の営業に伴う客引き行為やスカウト行為等を取締ることが困難な状況にあることから、これら、性風俗営業、接待飲食営業等の規制対象の営業形態を明確にし、客引き行為等やキャバクラ等のスカウト行為を条例違反とし、合わせて「警察官による中止命令の規定」を設け、第8条を改正する。</p> <p><b>5 罰則の強化</b></p> <p>(1) 卑わいな行為（又は嫌がらせ行為）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常犯：10万円以下 → 6月以下・50万円以下</li> <li>○ 常習犯：6月以下・30万円以下 → 1年以下・100万円以下</li> </ul> <p>(2) その他の行為（客引き行為等の対価供与を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常犯：10万円以下 → 50万円以下</li> <li>○ 常習犯：6月以下・30万円以下 → 6月以下・50万円以下</li> </ul> <p>(3) 両罰規定  事業者や従業員等が客引き等を行った場合には、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科す。</p> <p><b>6 条例の名称変更</b>  「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」から、県民に浸透している迷惑防止条例を端的に表す「愛媛県迷惑行為防止条例」に変更する。</p>	
施行日	平成27年2月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	